

石狩市強靱化計画

令和2年11月策定
(令和7年3月時点修正)



石狩市

目次

| | | |
|-----|---------------------------|-----|
| 1 | はじめに | P1 |
| 1-1 | 国土強靱化とは | |
| 1-2 | 計画策定趣旨 | |
| 1-3 | 計画の位置付け | |
| 1-4 | 地域防災計画と国土強靱化地域計画の関係 | |
| 2 | 石狩市強靱化計画の基本的考え方 | P3 |
| 2-1 | 石狩市の概況 | |
| 2-2 | 石狩市強靱化計画の基本目標 | |
| 2-3 | 石狩市強靱化計画の対象とするリスク | |
| 2-4 | 計画期間 | |
| 3 | 脆弱性評価及び施策プログラム | P9 |
| 3-1 | 脆弱性評価の考え方 | |
| 3-2 | リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 | |
| 3-3 | 評価の実施手順 | |
| 3-4 | 施策プログラムの考え方 | |
| 3-5 | 施策の推進 | |
| 3-6 | 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラムの策定 | |
| | 1 人命の保護 | P14 |
| | 2 救助・救急活動等の迅速な実施 | P34 |
| | 3 行政機能の確保 | P42 |
| | 4 ライフラインの確保 | P45 |
| | 5 経済活動の機能維持 | P55 |
| | 6 二次災害の抑制 | P58 |
| | 7 迅速な復旧・復興等 | P61 |
| 4 | 計画の推進管理 | P65 |
| 4-1 | 施策ごとの推進管理 | |
| 4-2 | 計画の推進（PDCA サイクル） | |

1

はじめに

1-1 国土強靱化とは

日本はこれまで大規模自然災害が発生する度に様々な対策を講じてきたものの、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。

国土強靱化とは、このような事後対策の繰り返しを避けるために、事前防災・減災等の対策をあらかじめ総合的かつ計画的に実施することにより、いかなる災害が発生しようとも、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築する発想に基づき、継続的に地域を作り上げていくことです。

毎年のように発生する自然災害や、今後、発生が懸念されている大地震・津波への対策、また近年では、気候変動の影響に伴う豪雨等による土砂災害や風水害が増加していることから、国土強靱化の取組が重要となっています。

1-2 計画策定趣旨

国は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下、「国土強靱化基本法」という。)」に基づき、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を策定しました。策定から5年が経過した令和元年12月には、国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や、策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置付けた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定されました。

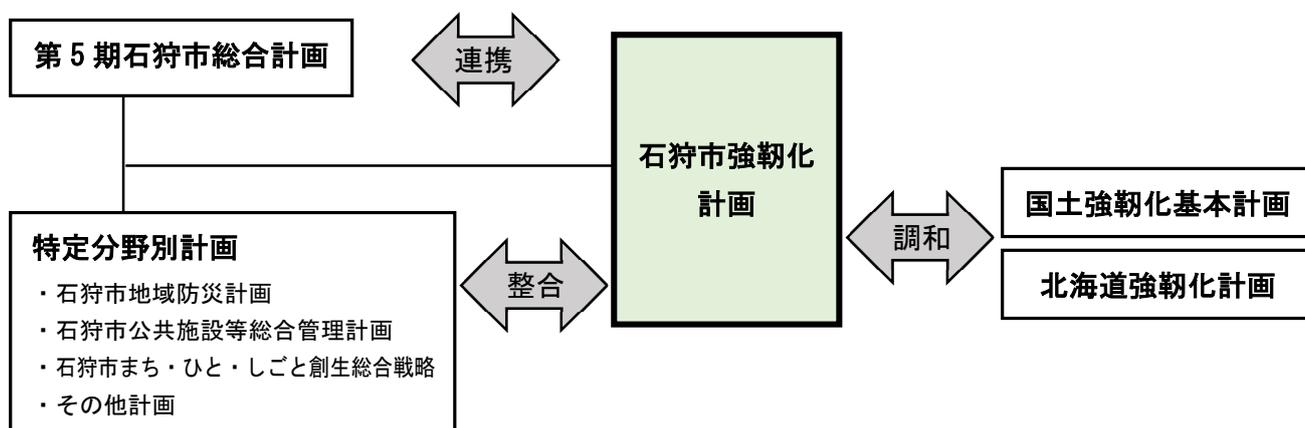
また、北海道では、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年3月に「北海道強靱化計画」を策定し、5年が経過した令和2年3月には、直近の自然災害から得られた知見などを踏まえた改正がなされ、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。

国土強靱化を実効性あるものとするためには、国のみならず地方公共団体、民間事業者や市民などの関係者が連携し取り組む必要があります。本市では、防災マップの配布や各種防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成等、地域の実情に応じた防災体制の整備に取り組んできましたが、本市の自然災害に対する脆弱性を踏まえた施策を総合的かつ計画的に推進し、人口減少や少子高齢化の急速な進行に対応しつつ、市民の生命や安全を守り、災害に強いまちづくりの実現に向けて、「石狩市強靱化計画」を策定するものです。

1-3 計画の位置付け

本計画は、「国土強靱化基本計画」や「北海道強靱化計画」と調和を図りながら、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定します。

また、「石狩市総合計画」や他の分野別計画とも連携を図り、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

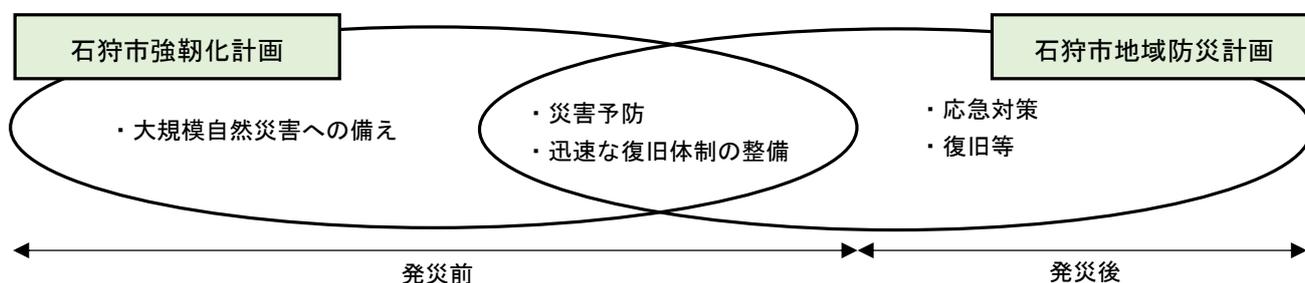


1-4 石狩市地域防災計画と石狩市強靱化計画の関係

本市では災害への取組について定めた計画として、「石狩市地域防災計画」があります。地域防災計画は災害対策基本法に基づくものであり、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定め、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画です。

一方、「石狩市強靱化計画」は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画です。

両者は相互に補完しつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



2

石狩市強靱化計画の基本的考え方

2-1 石狩市の概況

1 本市の地勢及び気候

(1) 位置及び面積

本市は、石狩平野の西端、石狩川下流に位置し、その東端は東経 141 度 35 分、西端は東経 141 度 14 分、南端は北緯 43 度 8 分、北端は北緯 43 度 44 分であり、東西に短く、南北に長い地形となっています。

総面積は 722.33 km²で、東に当別町、南に札幌市、南西に小樽市、北に増毛町、北東に新十津川町とそれぞれ接しており、西側一帯は日本海（石狩湾）に面しています。

(2) 地勢

本市は、東西に 28.88 km、南北に 67.04 km 広がっており、市の北側に位置する厚田区及び浜益区、当別町に連なる丘陵地や高台は山岳地帯となっていますが、南部は平坦な地形となっています。

また、市の南部を石狩川が貫流して日本海に注いでいるほか、茨戸川・厚田川・浜益川など大小河川が市内を流れています。

(3) 気象

日本海に面していることから海洋性気候に属し、内陸と比較すると概して温暖で、気温較差が少ないことが特徴です。年平均風速は 3.0m/s で、春季から夏季は南の風が吹くことが多く比較的穏やかですが、冬季は北西の季節風がかなり強く、沿岸波浪も高くなります。

降水量は年間 1,000 mm 前後で秋季の雨量が多く、年によっては 7 月下旬から 8 月上旬にかけて集中的に多いこともあります。

総降雪量は、季節風によって日本海に発生する雪雲や、石狩湾に発生する小低気圧の影響を受けるため 600 cm 前後となり、積雪の深さが約 100 cm を超えることもあります。初霜は周辺市町村よりやや遅く、濃霧はまれです。

2 本市の災害の記録

本市の気象災害の発生は、暴風雨及び融雪による水害が主で、以下冷害、火災等となっており、特に水害については、本市を貫流する石狩川・茨戸川・知津狩川・発寒川などの氾濫によるものとなっています。（出典：石狩市地域防災計画 II 地震・津波災害対策編）

【市内における過去の主な災害】

ア 地震

平成 30 年北海道胆振東部地震（平成 30 年 9 月 6 日発生）

- ・ 市内最大震度：震度 5 弱
- ・ 被害状況：人的被害 重傷者 1 名、軽傷者 1 名
住宅被害 一部損壊 317 棟（罹災証明発行件数）
農業被害 液状化 12 か所 等

イ 風水害

平成 22 年 8 月 23 日から 24 日にかけての大雨による被害

- ・ 雨量：石狩 106 mm、厚田 166.5 mm
- ・ 厚田区厚田に避難指示発令、厚田区古潭に避難勧告発令
- ・ 被害状況：農業被害 田浸冠水 65.240ha、畑浸冠水 24.880ha、農作物 27.170ha
住家被害 床上浸水 4 棟、床下浸水 17 棟 等

平成 29 年 9 月 14 日の大雨による被害

- ・ 雨量：浜益 156.5 mm（時間最大 32.5 mm）※50 年に 1 回規模の大雨を記録
- ・ 被害状況：人的被害 重傷者 1 名
住家被害 一部損壊 1 棟、床上浸水 13 棟、床下浸水 31 棟
農業被害 田浸冠水 260ha 等

平成 30 年 9 月 5 日の台風 21 号による被害

- ・ 瞬間最大風速：石狩 22.2m、厚田 28.5m、浜益 30.9m
- ・ 被害状況：住宅被害 一部損壊 3 棟（罹災証明発行件数）
土木被害 倒木処理（500 本以上）114 か所（道路 67、公園 47） 等

ウ 雪害

平成 25 年 2 月 20 日の暴風雪による被害

- ・ 最大瞬間風速：石狩 17.6m
- ・ 積雪量：石狩 179 cm ※観測史上 1 位更新

2-2 石狩市強靱化計画の基本目標

本市の強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、重要な社会経済機能を維持することに加え、豊富な農水産物や国際貿易港である石狩湾新港を核とする石狩湾新港地域など、本市がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにあります。

また、本市の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組であることから、人口減少対策や地域活性化など、本市が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本市の持続的成長につながるものでなければなりません。

本市の強靱化を進めるにあたっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」「国家及び社会の重要な機能の維持」「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを「石狩市強靱化計画」における基本目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとします。

基本目標

- (1) 大規模自然災害から市民の生命・財産と社会経済機能を守る
- (2) 石狩市の強みを活かし、国や北海道の強靱化に貢献するとともに、広域的な連携を推進する
- (3) 石狩市の持続的成長や災害に強い地域社会の形成と、迅速な復旧、復興体制の確立を図る

2-3 石狩市強靱化計画の対象とするリスク

本市強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されますが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、基本目標(1)に掲げる「市民の生命・財産と社会経済機能を守る」という観点から、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)に掲げる「国や北海道の強靱化に貢献するとともに、広域的な連携を推進する」という観点から、市外における大規模自然災害についても、本市として対応すべきリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、発生確率や被害想定など災害事象ごとの概略を以下に示します。

【市内における被害想定】

ア 地震・津波 （出典：石狩市地域防災計画 II 地震・津波災害対策編 等）

○石狩地震

「石狩地震」は、1834年に発生した石狩地域の大地震等の記録に基づいて道が想定した、石狩湾を震源とする想定地震です。石狩地震の発生規模を、震源域は北緯43.25度、東経141.25度、地震の規模はマグニチュード6.75、深さは5km、発災季節・時刻は、火災危険度が最も高くなる冬の17時から19時と設定し、市が被害想定を行った結果は以下のとおりです。

| 被害想定 | |
|--------|---------------------------------|
| 最大震度 | 市内全域で震度6弱（海側の一部で震度6強） |
| 人的被害 | 死者16人、重傷者74人、軽傷者825人 |
| 出火件数 | 34件 |
| 木造建物被害 | 全壊206棟、半壊1,323棟、一部損壊6,745棟 |
| 避難者数 | 2,789人 |
| 道路被害 | 58か所 |
| 上水道被害 | 579箇所 |
| 下水道被害 | 土砂の堆積延長19,665m |
| その他 | 砂質層が広く分布するため、ほぼ市内全域で液状化の可能性が高い※ |

※「液状化の可能性が高い」とは、一定の区画内において、その約3%程度が液状化するということを指しています

○北海道による地震被害想定の対象地震

道が想定した地震は、千島海溝や日本海溝から陸域へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部で発生する「海溝型地震」と、その結果圧縮された陸域で発生する「内陸型地震」に分けられますが、この内、市に被害を及ぼす地震は以下が考えられます。

【海溝型地震】

| 領域又は地震名 | 規模 (マグニチュード) | 地震発生確率 | | |
|-----------|-----------------|--------------|-------------|------------|
| | | 10年以内 | 30年以内 | 50年以内 |
| 北海道北西沖の地震 | 7.8程度 | 0.002%~0.04% | 0.006%~0.1% | 0.01%~0.2% |
| 北海道留萌沖の地震 | 7.8程度 | ほぼ0% | ほぼ0% | ほぼ0% |
| 北海道南西沖の地震 | 7.8程度 | ほぼ0% | ほぼ0% | ほぼ0% |

【内陸型地震－活断層帯】

| 主要断層帯名 | 規模 (マグニチュード) | 地震発生確率 | | |
|---------------|-----------------|--------|--------|------------|
| | | 30年以内 | 50年以内 | 100年以内 |
| 石狩低地東縁断層帯（主部） | 7.9程度 | ほぼ0% | ほぼ0% | ほぼ0~0.002% |
| 石狩低地東縁断層帯（南部） | 7.7程度以上 | 0.2%以下 | 0.3%以下 | 0.6%以下 |
| 当別断層 | 7.0程度 | ほぼ0~2% | ほぼ0~4% | ほぼ0~8% |
| 増毛山地東縁断層帯 | 7.8程度 | 0.6%以下 | 1%以下 | 2%以下 |
| 沼田-砂川付近の断層帯 | 7.5程度 | 不明 | 不明 | 不明 |

【内陸型地震－伏在断層】 ※札幌市地震被害想定委員会

| 主要断層帯名 | 規模 (マグニチュード) | 地震発生確率 |
|-------------|-----------------|--------|
| 野幌丘陵断層帯 | 7.5 | — |
| 月寒背斜に関する断層 | 7.3 | |
| 西札幌背斜に関する断層 | 6.7 | |

とくに、旧石狩市域・厚田区・浜益区、それぞれで被害が最も大きい地震は以下のとおりです。

[1] 西札幌背斜に関する断層の地震（旧石狩市域で被害が最も大きい地震）

| 被害想定 | | 冬の早朝 | 夏の昼間 | 冬の夕方 |
|-------|-----|---------------------------|---------|---------|
| 最大震度 | | 旧石狩市域 7 / 厚田区 6弱 / 浜益区 5弱 | | |
| 人的被害 | 死者 | 20人 | 2人 | 16人 |
| | 重傷者 | 53人 | 15人 | 41人 |
| | 軽傷者 | 559人 | 147人 | 404人 |
| 出火件数 | | 5件 | 1件未満 | 42件 |
| 建物被害 | 全壊 | 946棟 | 415棟 | 946棟 |
| | 半壊 | 2,281棟 | 1,225棟 | 2,281棟 |
| 避難者数 | | 14,393人 | 12,100人 | 14,611人 |
| 道路被害 | | 109か所 | | |
| 上水道被害 | | 447か所 | | |
| 下水道被害 | | 31.6km | | |

[2] 当別断層帯の地震（厚田区で被害が最も大きい地震）

| 被害想定 | | 冬の早朝 | 夏の昼間 | 冬の夕方 |
|-------|-----|----------------------------|--------|--------|
| 最大震度 | | 旧石狩市域 6強 / 厚田区 6強 / 浜益区 6弱 | | |
| 人的被害 | 死者 | 1人未満 | 1人未満 | 1人未満 |
| | 重傷者 | 5人 | 2人 | 4人 |
| | 軽傷者 | 42人 | 15人 | 32人 |
| 出火件数 | | 1件未満 | 1件未満 | 1件未満 |
| 建物被害 | 全壊 | 78棟 | 41棟 | 78棟 |
| | 半壊 | 378棟 | 201棟 | 378棟 |
| 避難者数 | | 7,109人 | 6,852人 | 7,116人 |
| 道路被害 | | 112か所 | | |
| 上水道被害 | | 193か所 | | |
| 下水道被害 | | 11.0km | | |

[3] 増毛山地東縁断層帯の地震（浜益区で被害が最も大きい地震）

| 被害想定 | | 冬の早朝 | 夏の昼間 | 冬の夕方 |
|-------|-----|----------------------------|--------|--------|
| 最大震度 | | 旧石狩市域 6強 / 厚田区 6弱 / 浜益区 6強 | | |
| 人的被害 | 死者 | 1人未満 | 1人未満 | 1人未満 |
| | 重傷者 | 4人 | 1人 | 3人 |
| | 軽傷者 | 32人 | 11人 | 24人 |
| 出火件数 | | 1件未満 | 1件未満 | 3件 |
| 建物被害 | 全壊 | 38棟 | 20棟 | 38棟 |
| | 半壊 | 257棟 | 132棟 | 257棟 |
| 避難者数 | | 5,189人 | 5,007人 | 5,193人 |
| 道路被害 | | 105か所 | | |
| 上水道被害 | | 126か所 | | |
| 下水道被害 | | 9.8km | | |

○日本海沿岸の津波浸水想定

道が平成29年2月9日付で設定した「日本海沿岸の津波浸水想定」は、「おおむね数百年から千年に1回程度の頻度で発生し、影響が甚大な最大クラスの津波」が想定されています。市内の浸水想定面積は1,020ヘクタールとされ、日本海沿岸部において広く浸水する結果となっており、「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」として指定されています。

イ 水害・土砂災害

本市は大小多数の河川が流れているほか、ため池や、農地のかんがい用水源となるダムが2箇所あります。石狩川、豊平川及び当別川が氾濫した場合の浸水想定区域が北海道開発局札幌開発建設部から、新川が氾濫した場合の浸水想定区域が道札幌建設管理部から公表されています。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、土砂災害防止法に基づき指定されており、地すべりや土石流等の発生が想定される危険箇所については、道が実施する土砂災害基礎調査により指定されています。

ウ 雪害

本市に限らず、寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による道路交通の遮断、孤立地域の発生、家屋の倒壊等の発生が想定されます。

2-4 計画期間

本計画の推進期間については、中期的展望を踏まえた施策の推進が必要になることから、令和2年度から令和7年度までの概ね5年間とします。なお、「国土強靱化基本計画」や「北海道強靱化計画」の改訂など、社会情勢の変化に応じ、所要の見直しを行うこととします。

3

脆弱性評価と施策プログラム

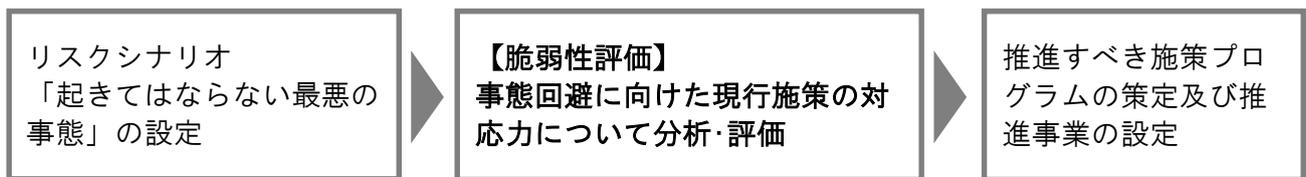
3-1 脆弱性評価の考え方

脆弱性評価は、リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するために有効な施策の取組状況や課題を整理した上で、大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価することであり、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスとなっています（基本法第9条第5項）。

また、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果に基づいた施策の推進方策が示されています。

本市としても、本計画に掲げる強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施します。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象とします。

また、国土強靱化への貢献という観点から、首都直下地震や南海トラフ地震など、市外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本市の対応力についても対象とします。

3-2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷地などの地域特性を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本市の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと21の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【リスクシナリオ 7つのカテゴリーと21の「起きてはならない最悪の事態」】

| カテゴリー | | リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」 |
|-------|----------------|--|
| 1 | 人命の保護 | 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅地等における火災に伴う死傷者の発生 |
| | | 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| | | 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 |
| | | 1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 |
| | | 1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 |
| 2 | 救助・救急活動等の迅速な実施 | 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止 |
| | | 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 |
| | | 2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の大幅な低下 |
| 3 | 行政機能の確保 | 3-1 市内外における行政機能の大幅な低下 |
| 4 | ライフラインの確保 | 4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止 |
| | | 4-2 食料の安定供給の停滞 |
| | | 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 |
| 5 | 経済活動の機能維持 | 5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 |
| | | 5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下 |
| 6 | 二次災害の抑制 | 6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生 |
| | | 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| 7 | 迅速な復旧・復興等 | 7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊 |

3-3 評価の実施手順

前項で定めた21の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行います。

評価にあたっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用します。

3-4 施策プログラムの考え方

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行うとともに、脆弱性評価の結果を踏まえ、本市における強靱化施策の取組方針を以下の事項に留意し設定することとします。

(1) 適切な施策の組み合わせ

- ・施設の整備・耐震化等の「ハード対策」と、情報・訓練・防災教育等の「ソフト対策」を地域の状況等に応じて適切に組み合わせること
- ・「自助」「共助」「公助」を適切かつ効果的に組み合わせること
- ・災害時のみならず平時にも有効活用できる対策とすること

(2) 効率的な施策の推進

- ・人口減少等に起因する需要の変化等を踏まえ、効率的な施策の推進を図ること
- ・国・道の施策や既存の社会資本、民間資金の活用を図ること

(3) 地域特性を踏まえた施策の推進

- ・札幌圏に位置し、多様な産業形態をもつ本市の特性を活かし、さらなる連携強化につながる取組を推進すること

3-5 施策の推進

施策プログラムの推進にあたっては、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定するものとします。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」として位置づけます。

【強靱化のための施策プログラム】

| | | |
|------------------|--|----------------------|
| 1 人命の保護 | 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅地等における火災に伴う死傷者の発生 | |
| | 1-1-1 | 住宅・建築物等の耐震化 |
| | 1-1-2 | 建築物等の老朽化対策 |
| | 1-1-3 | 避難場所等の指定・整備・普及啓発 |
| | 1-1-4 | 緊急輸送道路等の整備 |
| | 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生 | |
| | 1-2-1 | 警戒避難体制の整備 |
| | 1-2-2 | 砂防設備等の整備 |
| | 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生 | |
| | 1-3-1 | 津波避難体制の整備 |
| | 1-3-2 | 港湾施設の整備 |
| | 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水 | |
| | 1-4-1 | 洪水・内水ハザードマップの作成 |
| | 1-4-2 | 河川改修等の治水対策 |
| | 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 | |
| | 1-5-1 | 暴風雪時における道路管理体制の強化 |
| | 1-5-2 | 除雪体制の確保 |
| | 1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 | |
| | 1-6-1 | 冬季も含めた帰宅困難者対策 |
| | 1-6-2 | 積雪寒冷を想定した避難所等の対策 |
| | 1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 | |
| 1-7-1 | 関係機関の情報共有化 | |
| 1-7-2 | 住民等への情報伝達体制の強化 | |
| 1-7-3 | 観光客、高齢者等の要配慮者対策 | |
| 1-7-4 | 地域防災活動、防災教育の推進 | |
| 2 救助・救急活動等の迅速な実施 | 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止 | |
| | 2-1-1 | 物資供給等に係る連携体制の整備 |
| | 2-1-2 | 非常用物資の備蓄促進 |
| | 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 | |
| | 2-2-1 | 防災訓練等による救助・救急体制の強化 |
| | 2-2-2 | 自衛隊との連携体制の維持・拡充 |
| | 2-2-3 | 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備 |
| | 2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の大幅な低下 | |
| | 2-3-1 | 被災時の医療支援体制の強化 |
| | 2-3-2 | 災害時における福祉的支援 |
| 2-3-3 | 防疫対策 | |

| | | |
|-------------|--|--------------------------|
| 3 行政機能の確保 | 3-1 市内外における行政機能の大幅な低下 | |
| | 3-1-1 | 災害対策本部機能等の強化 |
| | 3-1-2 | 行政の業務継続体制の整備 |
| | 3-1-3 | 応援・受援体制の整備 |
| 4 ライフラインの確保 | 4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止 | |
| | 4-1-1 | 再生可能エネルギーの導入拡大 |
| | 4-1-2 | 石油燃料供給の確保、石油コンビナート等の防災対策 |
| | 4-2 食料の安定供給の停滞 | |
| | 4-2-1 | 食料生産基盤の整備 |
| | 4-2-2 | 地場産品の販路拡大 |
| | 4-2-3 | 農産物の備蓄及び流通体制の確保 |
| | 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 | |
| | 4-3-1 | 水道施設等の防災対策 |
| | 4-3-2 | 下水道施設等の防災対策 |
| | 4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 | |
| | 4-4-1 | 交通ネットワークの整備 |
| 4-4-2 | 道路施設の防災対策等 | |
| 5 経済活動の機能維持 | 5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 | |
| | 5-1-1 | リスク分散を重視した企業立地等の促進 |
| | 5-1-2 | 企業の業務継続体制の強化 |
| | 5-1-3 | 被災企業等への金融支援 |
| | 5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下 | |
| | 5-2-1 | 港湾の機能強化 |
| 6 二次災害の抑制 | 6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生 | |
| | 6-1-1 | ため池の防災対策 |
| | 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 | |
| | 6-2-1 | 森林の整備・保全 |
| 6-2-2 | 農地・農業水利施設等の保全管理 | |
| 7 迅速な復旧・復興等 | 7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ | |
| | 7-1-1 | 災害廃棄物の処理体制の整備 |
| | 7-1-2 | 地籍調査成果等の活用 |
| | 7-1-3 | 仮設住宅等の迅速な確保 |
| | 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊 | |
| | 7-2-1 | 災害対応に不可欠な建設業との連携 |
| | 7-2-2 | 人材や技術の応援体制の構築 |
| 7-2-3 | 地域コミュニティ機能の維持・活性化 | |

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅地等における火災に伴う死傷者の発生

1-1-1 住宅・建築物等の耐震化

脆弱性評価

①民間住宅・建築物の耐震化

【現 状】

- ・住宅の耐震化率は「石狩市耐震改修促進計画」に掲げる目標 95%に対し 86%（令和3年度）
※多数の者が利用する建築物^{*}の耐震化率は 97%
- ・平成 21 年度から旧耐震の木造住宅について、耐震診断や耐震改修等の支援を実施
- ・令和 2 年度から旧耐震の空家について、除却再販事業の支援を実施

【評 価】

- ・市民の安全・安心を確保するため、耐震化を促進する必要がある。

②公共建築物（小中学校、市営住宅、公共施設）の耐震化

【現 状】

- ・多数の者が利用する建築物のうち市有建築物は全て耐震化済だが、民間建築物で未耐震の物がある

【評 価】

- ・市有建築物の耐震化は完了しており、今後も適切な維持管理を行う必要がある。

^{*}多数の者が利用する建築物：学校、病院、物品販売を含む店舗など耐震改修促進法第 14 条第 1 項第 1 号に掲げられる用途の建築物で、一定規模以上のもの

施策プログラム及び推進事業

①民間住宅・建築物の耐震化

- ・耐震化促進のため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進し、耐震診断・改修について引き続き支援するとともに、旧耐震住宅の建替えに対する支援を実施することで、耐震化率の向上を図る。

②公共建築物（小中学校、市営住宅、公共施設）の耐震化

- ・災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業等を推進し、施設の使用状況を考慮しつつ、適切な維持管理を実施する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|------------|-------------|
| 住宅の耐震化率 | 86% (H27) | 95% (R7) |
| 多数の者が利用する建築物の耐震化率 | 93% (H27) | おおむね解消 (R7) |
| 大規模公共建築物の耐震化率 | 100% (H28) | — |

【推進事業】

- ・石狩市木造住宅耐震診断費補助金〈社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）〉
- ・石狩市木造住宅耐震改修費等補助金〈社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）〉
- ・石狩市木造住宅無料耐震診断
- ・石狩市空家除却再販費補助金

1-1-2 建築物等の老朽化対策

脆弱性評価

①民間建築物の老朽化対策

【現 状】

- ・「石狩市空家等対策計画」を策定するとともに、「石狩市空家等対策協議会」を設置し、「特定空家」の認定について協議する体制を整備しており、これまで「特定空家」に認定した物件は1件（令和6年3月）
- ・平成29年度から「特定空家の認定基準」に相当する「危険な空家」に対して、除却費用の支援を実施
- ・令和2年度から「危険な空家」の発生未然防止策として、一定期間放置されている空家に対して除却再販及び改修再販事業の支援を実施
- ・管理不全空家の所有者への指導・助言、空家等発生抑制の周知啓発を実施

【評 価】

- ・人口減少や空家の老朽化に伴い、危険空家の増加・深刻化が見込まれることから、今後も実態把握に努める必要がある。
- ・管理不全空家の発生を抑制するため、空家等に関する管理意識の醸成を図る必要がある。

②公共建築物の老朽化対策

【現 状】

- ・市営住宅のうち約6割が耐用年数を経過している
- ・公共施設については、「石狩市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に施設の統廃合や長寿命化を実施

【評 価】

- ・公共建築物の老朽化対策については、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、各施設における長寿命化計画等の策定を促進し、更新費用の平準化を図りながら計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。

③公園施設の老朽化対策

【現 状】

- ・「石狩市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した施設の改築・更新を実施

【評 価】

- ・公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保のため、引き続き計画的に老朽化対策を推進する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①民間建築物の老朽化対策

- ・空家問題の解消を進めるため、空き家再生等推進事業を推進するとともに、管理不全空家について除却費用等の支援を継続し、空家の流通及び除却、利活用の促進を図る。

②公共建築物の老朽化対策

- ・事業費・事業量の平準化を図りつつ、建替及び個別改善等を推進する。
- ・施設管理を最適化するため、「石狩市営住宅ストックマネジメント計画」を策定する（令和2年度策定済）。
- ・公共施設の老朽化対策については、各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な維持管理や施設の更新、除却等を実施する。

③公園施設の老朽化対策

- ・公園利用者の安全・安心の確保のため、計画的に老朽化対策を推進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|------------------------------|------------------------------|
| 公共施設の面積 | 262,332 m ² (H30) | 210,082 m ² (R15) |
| 市営住宅管理戸数 | 401 戸 (R2) | 約 350 戸 (R12) |
| 公園施設の老朽化対策実施数 | 133 施設 (R1) | 205 施設 (R6) |

【推進事業】

- ・石狩市危険空家除却費補助金《社会資本整備総合交付金（空き家再生等推進事業）》
- ・石狩市空家除却再販費補助金
- ・石狩市空家改修再販費補助金
- ・石狩市都市公園安全・安心対策事業（長寿命化対策）《社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業）》
- ・ふれあいの杜子ども館建設事業（R3～R4）《次世代育成支援対策施設整備交付金》
- ・花川南中学校大規模改修（トイレ洋式化、バリアフリー改修含む）《学校施設環境改善交付金事業》
- ・各小学校等大規模改修（空調）（石狩八幡小、花川小、南線小、花川南小、紅南小、緑苑台小、双葉小、厚田学園）《学校施設環境改善交付金事業》
- ・各中学校大規模改修（空調）（石狩中、花川中、花川南中、花川北中、樽川中）《学校施設環境改善交付金事業》
- ・紅南小学校大規模改修（法令（アスベスト対策）、空調）《学校施設環境改善交付金事業》

1-1-3 避難場所等の指定・整備・普及啓発

脆弱性評価

①指定緊急避難場所・指定避難所の指定・整備

【現 状】

- ・指定緊急避難場所 91 か所、指定避難所 41 か所（指定緊急避難場所の内数）を指定
- ・平成 30 年度に改訂した石狩市防災ガイド及びマップを全戸配布するとともに、市のホームページ上で各地区の避難所や避難経路等を周知

【評 価】

- ・災害時の避難場所として活用される公共施設や学校、公園等について、継続的に地域の実情に応じた施設整備を計画的に推進する必要がある。
- ・防災訓練の実施や防災マップの配布等、各地区の避難所や避難経路等を周知する必要がある。
- ・指定緊急避難場所における感染症対策を推進する必要がある。

②福祉避難所の指定等

【現 状】

- ・福祉避難所（3 か所）を指定

【評 価】

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者の安全性が確保されるよう、福祉避難所として活用できる福祉施設等の確保に努める必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①指定緊急避難場所・指定避難所の指定・整備

- ・災害時の避難場所として活用される公共施設や学校、公園等について、地域の実情に応じた施設整備を計画的に推進する。
- ・防災訓練の実施や防災マップの配布等、各地区の避難所や避難経路等を周知し、地域の防災力向上を図る。
- ・指定緊急避難場所における感染症対策を推進する。

②福祉避難所の指定等

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者の安全性が確保されるよう、民間施設とも連携し、福祉避難所として活用できる施設の確保に努める必要がある。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|----------|-----------|-----------|
| 福祉避難所指定数 | 3 か所 (R1) | 5 か所 (R6) |
| 指定緊急避難場所 | 91 か所 | — |
| 指定避難所指定数 | 41 か所 | — |

【推進事業】

- ・防災対策事業（避難所運営に関する訓練の実施など）

1-1-4 緊急輸送道路等の整備

脆弱性評価

①緊急輸送道路の安全対策

【現 状】

- ・ 緊急輸送道路に指定している市道区間の路面下空洞化調査、路面性状調査等を実施。
(現状において調査箇所における修繕実施必要路線無し)

【評 価】

- ・ 緊急輸送道路に指定している市道区間の災害時における安全確保のため、路面下空洞化調査、路面性状調査及び必要に応じた修繕を実施する必要がある。

②緊急輸送道路等の整備

【現 状】

- ・ 9 路線 (全て市道)

花川通

流通通線

花畔北 6 線

卸売線

卸売 2 号通

花畔中央通

浜益市街線影の沢通り

花川南 3 条通

港通

【評 価】

- ・ 新規路線の整備や防災拠点の設定に伴う路線の見直しが必要となる。

施策プログラム及び推進事業

①緊急輸送道路の安全対策

- ・ 災害時における緊急輸送道路の安全確保のため、路面下空洞化調査、路面性状調査等を実施して、その結果を基に必要に応じた修繕を実施する。

②緊急輸送道路等の整備

- ・ 適宜、新規路線などの見直しを行っていく。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------|-----------|-----------|
| 路面下空洞化調査実施数 | 6 路線 (R1) | 9 路線 (R6) |

【推進事業】

- ・ 路面陥没調査事業 << 社会資本整備総合交付金 (防災・安全) >>
- ・ 花川通道路整備事業 << 社会資本整備総合交付金 (防災・安全) >>

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

1-2-1 警戒避難体制の整備

脆弱性評価

①土砂災害警戒区域等の周知

【現 状】

- ・土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域含む）の指定箇所数：112 か所

| 危険箇所 | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害特別警戒区域 |
|---------|----------|------------|
| 土石流 | 71 か所 | 37 か所 |
| 急傾斜地の崩壊 | 33 か所 | 32 か所 |
| 地すべり | 8 か所 | — |

- ・土砂災害警戒区域等は、北海道が実施する土砂災害基礎調査により指定・公表されており、基礎調査は令和2年度で完了
- ・指定区域については、石狩市防災ガイド及び防災マップに掲載し全戸配布しているほか（平成30年改訂）、市のホームページで公開し周知を図っている

【評 価】

- ・指定区域の住民に対する周知を徹底する必要がある。
- ・関係機関との連携により、危険性が高い箇所における土砂災害対策を行う必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①土砂災害警戒区域等の周知

- ・指定区域の住民に対し、土砂災害ハザードマップによる周知の徹底など、災害時に適切に避難できる体制を整備する。
- ・土砂災害による被害の発生に備え、関係機関と連携しながら警戒区域等の土砂災害対策を推進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|---------------|------------------|
| 土砂災害ハザードマップの更新 | R1 年度指定分まで更新済 | R2 年度指定分を更新 (R3) |

【推進事業】

- ・防災対策事業（土砂災害警戒区域の情報共有、土砂災害に対する警戒態勢の整備）

1-2-2 砂防設備等の整備

脆弱性評価

①施設の更新・維持管理及び森林の維持造成

【現 状】

- ・ 土砂災害のおそれがある箇所を対象に順次、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を実施
- ・ 植栽や保育、間伐の実施

【評 価】

- ・ 土砂災害のおそれがある箇所を対象に順次、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めているが、未整備箇所が残されており、緊急性の高いものから重点的な整備や、既存施設の老朽化対策をはじめとした適切な維持管理等が促進されるよう、国・道と連携する必要がある。
- ・ 地域の特性に応じた樹種の植栽や適切な保育、間伐等を行う必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①施設の更新・維持管理及び森林の維持造成

- ・ 土砂災害の恐れのある箇所について、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備や、老朽化対策をはじめとした適切な維持管理が促進されるよう、国・道に対し要望等を実施する。
- ・ 地域の特性に応じた適切な植栽や保育、間伐を実施する。

【推進事業】

- ・ 森林整備事業

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

1-3-1 津波避難体制の整備

脆弱性評価

①避難施設や津波災害警戒区域等の周知

【現 状】

- ・「石狩市地域防災計画（津波避難計画）」に基づき、津波避難場所（3か所）については、石狩市地区防災ガイド及び防災マップに掲載するとともに、市のホームページで公表

津波避難場所：市営住宅本町団地（4階建て）
石狩市防災ひろば（築山）
石狩消防署石狩湾新港支署（2階、一部5階建て）

- ・津波浸水想定については、平成29年2月に北海道が公表した日本海沿岸の被害想定を反映し、石狩市地区防災ガイド及び防災マップに被害想定区域や発生時の避難方向を表示し、地震、洪水災害と併せて住民へ周知を実施

【評 価】

- ・住民に対する講習会の開催や自主防災組織、学校等の訓練を通じて、避難場所や避難方法を始めた津波防災に係る知識の普及、啓発を推進する必要がある。

②避難確保計画の作成支援

【現 状】

- ・津波災害警戒区域内の作成対象施設（地域防災計画に「避難確保計画の作成が必要な要配慮者利用施設」として記載のある施設）7施設中、作成済み5施設

【評 価】

- ・未作成の施設で作成してもらう必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①避難施設や津波災害警戒区域等の周知

- ・住民に対する講習会の開催や自主防災組織、学校等の訓練を推進し、避難場所や避難方法を始めた津波防災に係る知識の普及、啓発を図る。

②避難確保計画の作成支援

- ・一般財団法人石狩市防災まちづくり協会と連携し、未作成の施設への作成支援を推進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------|-----|---------|
| 津波ハザードマップの作成 | 作成済 | — |
| 避難確保計画の作成 | 5施設 | 6施設（R3） |

【推進事業】

- ・防災対策事業（石狩市地区防災ガイドの周知、避難確保計画の作成促進）

1-3-2 港湾施設の整備

脆弱性評価

①石狩港・東導流堤※（国有港湾施設）の維持管理

【現 状】

- ・維持管理計画に基づき、平成 25 年度に詳細定期点検診断（25 年毎）、平成 30 年度及び令和 5 年度に一般定期点検診断（5 年毎）を行い、点検診断の結果により適宜、修繕等を実施

【評 価】

- ・令和 5 年度に行った一般定期点検診断では、建設完了後 50 年以上経過していることから、杭の損傷等の老朽化が確認されており、現在は施設としての機能は満たしているが、近い将来大規模な修繕等を行う必要がある。

※導流堤：河川がほかの河川や海に流入する地点に、土砂の堆積を防ぎ、流水の方向や速度を一定に保つためにつくられる堤。

施策プログラム及び推進事業

①石狩港・東導流堤（国有港湾施設）の維持管理

- ・今後も施設の変状の有無や程度を把握するため、維持管理計画に基づく定期点検診断や異常時の点検診断を実施する。
- ・国有港湾施設であることから、大規模な修繕等を行う場合は国との協議が必要であり、今後、大規模な修繕等を計画する場合は、国と費用負担や実施計画等についての協議を適宜行う。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

1-4-1 洪水・内水ハザードマップの作成

脆弱性評価

①ハザードマップ（地区防災ガイド）の見直しや防災訓練の実施

【現 状】

- ・平成 29 年に道から新たな災害想定が公表されたことを受け、平成 30 年 5 月に従来の地区防災ガイドを全面改訂し、「石狩市地区防災ガイド」、「石狩市地区防災マップ」を作成し全戸配布した。
- ・地区ごとの災害想定等を掲載している「石狩市地区防災マップ」については、災害想定の変更等に合わせ随時修正を加え、随時対象地区の住民へ配布している。
- ・一般財団法人石狩市防災まちづくり協会や石狩市防災マスターと連携し、防災ガイドに基づいた各種防災訓練を推進している。

【評 価】

- ・防災ガイド及び防災マップの市民への周知徹底を図る必要がある。
- ・住民の災害対応力の向上を図るため、継続的に防災訓練を推進する必要がある。

②避難確保計画の作成支援

【現 状】

- ・洪水浸水想定区域内の作成対象施設（地域防災計画に「避難確保計画の作成が必要な要配慮者利用施設」として記載のある施設）83 施設中、作成済み 17 施設

【評 価】

- ・未作成の施設で作成してもらう必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①ハザードマップ（地区防災ガイド）の見直しや防災訓練の実施

- ・災害想定の変更や避難所情報の変更に伴い適宜修正を行うとともに、各種訓練や講習会を通じて、防災ガイド及び防災マップの市民への周知の徹底を図る。

②避難確保計画の作成支援

- ・一般財団法人石狩市防災まちづくり協会と連携し、未作成の施設への作成支援を推進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|-------|------------|
| 洪水・内水ハザードマップの作成 | 作成済 | — |
| 避難確保計画の作成 | 17 施設 | 83 施設 (R6) |

【推進事業】

- ・防災対策事業（石狩市地区防災ガイドの更新、周知、避難確保計画の作成促進）

1-4-2 河川改修等の治水対策

脆弱性評価

①河川の改修・維持管理

【現 状】

- ・ 1級河川である石狩川の洪水対策として、管理者の国に対し河川の整備促進を要望
- ・ 2級河川である厚田川及び望来川、1級指定河川である知津狩川の洪水対策として、管理者の北海道に対し河川の整備促進を要望
- ・ 本市で管理する河川は105河川で、総延長は507.41km
(内訳：旧石狩市14本 80.91km、厚田区47本 208.20km、浜益区44本 218.30km)

【評 価】

- ・ 石狩川の改修を促進し、必要な河道断面を確保することにより浸水被害の軽減を図る必要がある。
- ・ 厚田川、望来川及び知津狩川の改修を促進し、必要な河道断面を確保することにより浸水被害の軽減を図る必要がある。
- ・ 普通河川の流水の一層の円滑を図り、災害の未然防止と河川環境の保全を図る必要がある。

②ダム施設の維持管理

【現 状】

- ・ 本市には、望来ダムと高富ダムがあり、農地のかんがい用水源となっている。また、高富ダムは豪雨時における洪水調節の役割も果たしている。

【評 価】

- ・ 豪雨時における既設ダムの治水効果を十分に発揮させるため、ダム本体の改良整備や管理用制御装置等の機器の修繕・更新を実施し、ダム施設の適切な維持管理を進める必要がある。また、緊急放流等の情報伝達手段について、ダム管理者との共有が必要である。

施策プログラム及び推進事業

①河川の改修・維持管理

- ・ 河川改修を促進する。
- ・ 土砂の堆積及び樹木やゴミ等により河川の流下能力が低下しないよう、浚渫などを実施するとともに、河川愛護組合と協力しながら普通河川敷地内の清掃を推進する。

②ダム施設の維持管理

- ・ ダム施設の適切な維持管理や更新整備を行うよう推進するとともに、緊急放流等の情報伝達手段の共有や、市民への周知に努める。

【推進事業】

- ・ 石狩川水系石狩川（下流）河川整備計画に基づく堤防整備、及び河道の掘削
- ・ 厚田川水系河川整備計画に基づく厚田川総合流域防災工事
- ・ 望来川水系河川整備計画に基づく望来川総合流域防災工事
- ・ 国営高岡シップ維持管理事業

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

1-5-1 暴風雪時における道路管理体制の強化

脆弱性評価

①異常気象時における主要幹線等の効率的な除排雪の実施

【現 状】

- ・ 除排雪対策本部及び道路維持事業協同組合によるパトロールの実施
- ・ 交通障害の発生が予想される気象状況下での、市ホームページ・メール配信などによる注意喚起の実施
- ・ 事故防止のため、幹線道路における交通規制の実施
- ・ 道路維持事業協同組合と協力した除雪体制の整備

【評 価】

- ・ 除雪状況や交通規制に関する情報提供を迅速に行う必要がある。
- ・ 除排雪対策本部における市の全庁的体制の継続と、事業者を含めた道路管理体制を維持する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①異常気象時における主要幹線等の効率的な除排雪の実施

- ・ 暴風雪による車の立往生などを防止するため、交通障害の発生が予想される気象状況下において、多様な媒体を活用した注意喚起を実施する。
- ・ 除雪状況や交通規制に関する情報提供を推進する。
- ・ 除排雪対策本部における市の全庁的体制を継続するとともに、事業者を含めた機動的な道路管理体制を確保する。

【推進事業】

- ・ 除排雪事業（暴風雪時の道路管理体制）
- ・ 社会資本整備総合交付金（除雪事業）

1-5-2 除雪体制の確保

脆弱性評価

①道路維持事業協同組合における道路維持及び除排雪体制の維持

【現 状】

- ・ 除排雪機械保有台数：10台（令和6年度）
- ・ 市広報で雪処理マナーの啓発を実施

【評 価】

- ・ 「石狩市除雪機械車両更新・増強計画」及び「雪みち計画」による除排雪機械の適切な更新を行い、道路維持事業協同組合における除排雪体制を確保する必要がある。
- ・ 除排雪対策本部における市の全庁的体制の継続と、地域との連携を強化する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①道路維持事業協同組合における道路維持及び除排雪体制の維持

- ・ 「石狩市除雪機械車両更新・増強計画」及び「雪みち計画」による除排雪機械の計画的な更新・増強を推進し、道路維持事業協同組合における除排雪体制を確保する。
- ・ 除排雪対策本部における市の全庁的体制を継続するとともに、地域における自主的な除排雪活動に対し支援を実施する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|-----|-----|
| 協働町内会歩道等除雪助成金助成件数 | 1件 | → |

【推進事業】

- ・ 除排雪事業（道路維持事業協同組合における除排雪体制の確保、地域との連携の強化）
- ・ 社会資本整備総合交付金（除雪機械）
- ・ 石狩市協働町内会歩道等除雪助成金
- ・ 石狩市小型除雪機貸出事業
- ・ 石狩市ふれあい雪かき運動交付金
- ・ 石狩市高齢者世帯等福祉除雪サービス事業

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

1-6-1 冬季も含めた帰宅困難者対策

脆弱性評価

①帰宅困難者対策

【現 状】

- ・暴風雪によって国道、道道、市道が通行止めとなった場合、必要に応じて周辺町内会・自治会長へ連絡するほか、ドライバーの安全確保のために臨時避難所として近隣公共施設の提供を検討
- ・災害の発生等により交通が途絶した際に、徒歩帰宅者に対し給油所を一時休憩場所として提供、飲料水、トイレの提供、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供について定めた「災害時における徒歩帰宅困難者支援に関する協定」を市内ガソリンスタンド 24 店舗と締結

【評 価】

- ・気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する必要がある。
- ・協定締結先との連絡体制の整備を継続する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①帰宅困難者対策

- ・災害時における帰宅困難者対策として、必要な情報を迅速に、多様な媒体を通じて周知できるよう連絡体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。
- ・協定締結先との連絡体制の整備を継続する。

【推進事業】

- ・防災対策事業（民間事業者との連携強化）

1-6-2 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

脆弱性評価

①防寒用品等の資機材の確保

【現 状】

- ・市内各避難所に、ポータブルストーブや毛布、寝袋などの防寒対策用資機材を備蓄

防寒対策用資機材の備蓄状況：ポータブルストーブ

毛布

寝袋

【評 価】

- ・防寒対策用資機材の追加配備や防寒対策用資機材の提供に係る災害時応援協定の締結を推進し、避難所における防寒対策を推進する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①防寒用品等の資機材の確保

- ・防寒対策用資機材の追加配備や防寒対策用資機材の提供に係る災害時応援協定の締結を推進し、避難所における防寒対策を推進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|------------|-----------|-----|
| 災害時応援協定締結数 | 21 件 (R2) | ↑ |

【推進事業】

- ・防災対策事業（備蓄品購入）

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

1-7-1 関係機関の情報共有化

脆弱性評価

①災害時における情報連絡体制の確保

【現 状】

- ・ 防災行政無線（移動系）や衛星携帯電話等の通信機器の整備

| |
|--|
| 通信機器の保有状況：防災行政無線（移動系） 76 台 衛星携帯電話 3 台 |
|--|

- ・ 防災情報共有システムの導入及び運用

全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）

北海道総合行政情報ネットワーク、北海道防災情報共有システム

【評 価】

- ・ 防災行政無線や衛星携帯電話等の適正な管理が必要である。
- ・ 災害時における情報収集、伝達に関する関係機関等との連携が必要である。
- ・ 防災行政無線（移動系）76 台のうち 68 台がアナログ無線機であるが、アナログ無線機についてはいずれ使用できなくなるため、代替方法の検討が必要である。
- ・ 防災情報共有システムの有効活用が必要である。

施策プログラム及び推進事業

①災害時における情報連絡体制の確保

- ・ 災害時における情報連絡体制を確保するため、防災行政無線や衛星携帯電話等の計画的な更新や定期的な動作確認など、適正な管理を推進する。
- ・ 災害現場や避難所、関係機関等との迅速かつ的確な情報収集、伝達体制を整備する。
- ・ アナログ無線機の代替方法について検討する。
- ・ 防災情報共有システムの効果的な運用による情報収集を推進する。

【推進事業】

- ・ 防災対策事業（情報の収集、伝達体制の整備、防災情報の共有）

1-7-2 住民等への情報伝達体制の強化

脆弱性評価

①避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備

【現 状】

- ・国のガイドラインが改正されたことから、令和元年6月に避難勧告等の判断伝達マニュアルの改正を実施

【評 価】

- ・災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しや各種災害に係る避難勧告等の発令基準の改定を行う必要がある。

②情報伝達手段の多様化

【現 状】

- ・防災行政無線（アナログ、デジタル）、石狩市メール配信サービス、石狩市公式ツイッター、石狩市ホームページ、エリアメール、防災情報共有システム、広報車、ラジオなど
- ・情報提供サービス登録件数
 - 石狩市メール配信サービス（防災情報） 1,490 件
 - 石狩市公式ツイッター（防災アカウント） 1,762 件

【評 価】

- ・いずれアナログ無線が使用できなくなることから情報伝達手段について見直しを図るとともに、多様化を促進する必要がある。
- ・携帯電話等を活用した情報提供サービスについて周知を図る必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①避難勧告等の判断伝達マニュアルの整備

- ・災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しを行い、各種災害に係る避難勧告等の発令基準の改定を促進する。

②情報伝達手段の多様化

- ・情報伝達手段について見直しを図るとともに、多様化を推進する。
- ・携帯電話等を活用した情報提供サービスについて周知を図る。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------------|--------------|-----|
| 石狩市メール配信サービス（防災）登録件数 | 1,490 件 (R1) | ↑ |
| 石狩市公式ツイッター（防災）登録件数 | 1,762 件 (R1) | ↑ |

【推進事業】

- ・防災対策事業（情報伝達手段の多様化）

1-7-3 観光客、高齢者等の要配慮者対策

脆弱性評価

①外国人、観光客等の要配慮者対策

【現 状】

- ・観光客等に確実に避難情報を伝達するため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の手段を活用
- ・海浜地での迅速かつ確実な情報伝達を確保するため、サイレン、広報車等の多様な伝達手段の整備を検討
- ・外国人の安全を確保するため、地区防災ガイドや防災マップを多言語（4か国語）で制作したほか、一部避難所に多言語（5か国語）で表記した避難所看板を設置
- ・道の駅石狩「あいろーど厚田」は、日本政府観光局（JNTO）による外国人観光案内所認定制度の認定を受け、外国人を含む観光客に対し多言語で観光情報を提供

【評 価】

- ・災害発生時において、外国人を含む観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、多言語による災害情報の提供や相談窓口の強化など、関係機関と連携した受入体制を整備する必要がある。
- ・災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、英語表記やピクトグラム表記の道路案内標識等を整備する必要がある。

②避難行動要支援者対策

【現 状】

- ・避難行動要支援者の対象者については「避難行動要支援者名簿」により管理しており、毎年4月時点の対象者について関係所管から報告を受け、また死亡・転居などの情報を更新している。
（令和2年4月時点の避難行動要支援者数：3,246名）
- ・避難行動要支援者名簿は平時提供の合意を受けた者に限り、警察、消防、社会福祉協議会、民生委員、町内会長と情報共有を図っている。

【評 価】

- ・避難行動要支援者名簿に基づき、関係機関や町内会等と連携して避難者ごとの個別計画を策定していく必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①外国人、観光客の要配慮者対策

- ・外国人への多言語支援を迅速かつ適切に行うため、災害時支援ニーズの調査や対応マニュアルの作成、民間と連携した支援体制の検討を進める。
- ・外国人を含む観光客に対する情報伝達体制を強化するため、無料公衆無線 LAN 環境の整備や SNS 等を利用した情報発信、宿泊施設等の観光関連施設におけるソフト面の防災対策など、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- ・災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。

②避難行動要支援者の更新、情報共有

- ・避難行動要支援者名簿に基づき、関係機関や町内会などと連携して避難者ごとの個別計画の策定を進める。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------|-----------|------------|
| 多言語避難所看板設置数 | 2 か所 (R1) | 61 か所 (R5) |

【推進事業】

- ・インバウンド観光推進事業
- ・着地型観光推進事業
- ・防災対策事業（標識の多言語化）
- ・多言語対応ユニバーサル情報配信事業

1-7-4 地域防災活動、防災教育の推進

脆弱性評価

①自主防災組織での防災訓練の実施及び防災マスター登録の推進

【現 状】

- ・ 自主防災組織の作成率：71.3%（122 町内会中 87 町内会（組織数 72））
- ・ 防災マスターの状況 登録者数：52 名（令和元年度）

【評 価】

- ・ 地域における「共助」の取組みの重要性に関する意識の啓発が必要である。
- ・ 地域の防災力向上のためには、町内会・自治会に少なくとも 1 名は防災マスターがいることが必要である。

②防災教育の推進

【現 状】

- ・ 市内全校で避難訓練を実施しているほか、警察等の協力を得ながら交通安全教室や防犯教室を開催
- ・ 地域学校協働活動において、地域と学校が一体となり防災学習を実施

【評 価】

- ・ 子どもたちが安全に関する必要知識や危険予測能力・危険回避能力を身につけられるよう、発達段階に応じた防災教育を実施する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①自主防災組織での防災訓練の実施及び防災マスター登録の推進

- ・ 自主防災組織が防災活動に必要な知識及び技術を習得し、災害時に適切な措置をとることができるようにするため、定期的・自主的な防災訓練の実施を推進する。
- ・ 「地域防災マスター連絡会」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の組織率の向上、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。

②防災教育の推進

- ・ 市内全校において避難訓練を実施するほか、関係機関や地域の協力を得ながら交通安全教室や防犯教室、防災学習等を積極的に開催し、子どもたち自身で自分の身を守る意識が根付くよう、継続的に防災意識の啓発を図る。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|-------|-----|
| 自主防災訓練活動実施団体数 | 49 団体 | ↑ |
| 地域防災マスター登録者数 | 52 人 | ↑ |

【推進事業】

- ・ 防災対策事業（地域防災力の向上）

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

2-1-1 物資供給等に係る連携体制の整備

脆弱性評価

①災害時応援協定の締結促進

【現 状】

- ・ 行政機関との協定締結状況
 - 食料、飲料の供給に関する協定 5件
 - 生活物資の供給に関する協定 4件
 - ・ 民間企業等との協定締結状況
 - 食料、飲料の供給に関する協定 8件
 - 生活物資の供給に関する協定 9件
 - 建設機械、資材等の供給に関する協定 1件
 - 燃料の供給に関する協定 8件
- ※重複している企業有

【評 価】

- ・ 物資供給をはじめ、医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、北海道及び各市町村、民間企業、団体等との間で応援協定を締結しているが、これらの協定の実効性を確保するためにも、平時から協力関係を構築する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①災害時応援協定の締結促進

- ・ 物資供給をはじめ、医療、救助・救援、帰宅支援など、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道及び各市町村、民間企業、団体等との間で締結している防災に関する各種協定について、その実効性を確保するとともに、平時からの協力関係を構築する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|------------|----------|-----|
| 災害時応援協定締結数 | 34件 (R2) | ↑ |

【推進事業】

- ・ 防災対策事業（物資供給等に係る連携体制の整備）

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

2-2-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化

脆弱性評価

①石狩市総合防災訓練の実施による連携体制強化

【現 状】

- 平成 27 年度石狩市総合防災訓練を実施（平成 27 年 10 月 11 日）
陸上自衛隊、海上保安部、北海道警察、札幌市消防局等、26 機関約 900 名が参加し、地震災害を想定した避難誘導、救出救助、救急搬送訓練を実施。関係機関相互の連携体制強化及び災害対応の実効性向上を図った。

【評 価】

- 訓練等の機会を通じて関係機関との連携体制を確立し、災害対応の実効性を向上させる必要がある。

②自主防災訓練及び救命講習の実施

【現 状】

- 一般財団法人石狩市防災まちづくり協会及び石狩市防災マスターが講師となり、市職員や自主防災組織、町内会を対象として自主防災訓練及び救命講習を実施

【評 価】

- 市民に対する自主防災訓練及び救命措置等の普及啓発を推進する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①石狩市総合防災訓練の実施による連携体制強化

- 防災訓練等を通じて関係機関との連携体制を確立し、災害対応の実効性を向上させる。

②自主防災訓練及び救命講習の実施

- AED（自動体外式除細動器）の操作方法など、市民向けの救命講習を積極的に開催し、救命措置等の普及啓発を推進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|--------------|-----|
| 自主防災訓練 | 2,485 人 (R1) | ↑ |
| 救命講習受講者数(年間延べ人数) | 2,071 人 (R1) | ↑ |

【推進事業】

- 総合防災訓練事業（総合防災訓練の実施）

2-2-2 自衛隊との連携体制の維持・拡充

脆弱性評価

①大規模災害時に係る自衛隊との連携協定

【現 状】

- ・ 陸上自衛隊第 11 旅団第 10 普通科連隊（滝川駐屯地）
大規模災害時等の連携に関する協定書（平成 26 年 10 月 29 日締結）
内容：情報収集・整理・共有、防災官系資機材等の通知、災害派遣等
- ・ 航空自衛隊当別分屯基地第 45 警戒群
災害派遣活動にかかる石狩市と航空自衛隊当別分屯基地との協定書（平成 29 年 6 月 8 日締結）
内容：当別分屯基地周辺における災害発生時の部隊派遣等
- ・ 自衛隊への災害派遣要請は、天変地異その他の災害に際して、応急対策の実施が市の組織等を動員しても不可能又は困難であり、人命又は財産を保護するためには、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に行うものとし、派遣要請基準を定めている。

【評 価】

- ・ 情報連絡体制の整備及び自衛隊体制の維持・拡充に向けた関係機関等との連携が必要である。

施策プログラム及び推進事業

①大規模災害時に係る自衛隊との連携協定

- ・ 災害時において、救助・救援活動の中心として役割が期待される自衛隊に対し、情報伝達及び情報共有を円滑にするため、情報連絡体制の維持・充実に向け、連携した取り組みを推進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------|-----|-----|
| 自衛隊との連携協定締結 | 締結済 | — |

【推進事業】

- ・ 防災対策事業（関係機関との連携）

2-2-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

脆弱性評価

①消防車両等、災害用資機材の購入及び整備

【現 状】

- ・消防車両等の配備状況（令和5年1月時点）

| | |
|-------------|-------------|
| ポンプ・水槽車 | 7台（うち非常備2台） |
| 化学車 | 2台 |
| 救急車 | 4台 |
| 救助工作車 | 1台 |
| 高所放水車 | 1台 |
| 泡原液搬送車 | 1台 |
| 救助用ボート | 2艇 |
| 積載車・ポンプ付積載車 | 14台（非常備） |
| 消防防災車 | 1台（非常備） |

- ・インターネット回線を用いた、映像伝送装置の活用
- ・ネット119の整備（聴覚・言語機能に障がいのある方、外国籍の方向けの通報システム（英語、中国語を始めとした21言語対応））

【評 価】

- ・災害現場の「見える化」の実現に向けて、情報通信基盤や資機材を計画的に整備する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①消防車両等、災害用資機材の購入及び整備

- ・消防力を維持するため、消防水利及び消防車両の計画的な整備を推進する。
- ・災害現場の「見える化」に向け、情報通信基盤や資機材の計画的な整備を推進する。

【推進事業】

- ・消防施設整備事業

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の大幅な低下

2-3-1 被災時の医療支援体制の強化

脆弱性評価

①被災時の医療支援体制の強化

【現 状】

- ・「石狩市地域防災計画」に基づく、被災時における適切な医療救護活動の実施
- ・災害時応援協定に基づく支援体制の確保

【評 価】

- ・災害時、市内医療機関も被災している可能性が高いことや、医療機関として被災者の対応（怪我人等の受診）が発生すると想定されることから、北海道や災害時応援協定を締結する他市との連携により、被災時における医療支援体制の強化を図る必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①被災時の医療支援体制の強化

- ・被災時において、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、北海道や協定締結先との連携による災害時医療支援体制を整備する。
- ・医療機関における支援体制確保に向けた体制を整備する。
- ・支援体制確保後の関係機関との連携強化を図るため、被災情報の共有システムを構築する。

【推進事業】

- ・防災対策事業（被災時の医療支援体制の強化）
- ・診療対策事業（医療機関の機能維持支援の強化）
- ・情報連携事業（医療機関との相互情報共有システムの構築）

2-3-2 災害時における福祉的支援

脆弱性評価

①福祉避難所における人的、物的支援の充実

【現 状】

- ・福祉避難所（3ヶ所）を設置・運営

【評 価】

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者の安全性を確保するため、引き続き福祉避難所の設置・運営に必要な人的、物的支援の確保に努める必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①福祉避難所における人的、物的支援の充実

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者の安全性を確保するため、民間施設とも連携し、福祉避難所の設置・運営に必要な人的、物的支援の確保に努める。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|---------|--------------|
| 福祉避難所避難訓練実施回数 | 1回（H29） | 2回（R2～R6 累計） |

【推進事業】

- ・その他社会福祉総務事業

2-3-3 防疫対策

脆弱性評価

①防疫対策

【現 状】

- ・「石狩市地域防災計画」に基づく、被災時における適切な防疫活動の実施
- ・予防接種の適正な実施
- ・災害時応援協定に基づく支援体制の確保
- ・市の防疫活動に係る資材備蓄状況

| | |
|----------|----------|
| 簡易トイレ | マンホールトイレ |
| 使い捨てマスク | 使い捨てゴム手袋 |
| 使い捨てエプロン | ペーパータオル |
| 塩素系漂白剤 | 雑巾 |
| バケツ | |

【評 価】

- ・被災時における検病調査や健康診断は、北海道が編成する検病調査班と連携し実施することから、連携体制の強化を図る必要がある。
- ・被災者への感染症予防に関する知識の普及や予防接種未接種者への勧奨による、感染症の発生・まん延防止対策が必要である。
- ・避難所の衛生環境向上のため、衛生管理体制の整備や消毒液等の資材整備を推進する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①防疫対策

- ・災害時における健康診断について、検病調査班との円滑な実施体制を確保するため、北海道との研修や訓練等の取組強化に努める。
- ・災害時における感染症の発生・まん延等を防止するため、平時から感染症予防に関する知識の普及啓発を行う。
- ・避難所の感染症拡大防止対策として、滞水地域における迅速・適切な処置を含め、防疫活動に要する資材の計画的な備蓄を促進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|-------------|----------|
| 麻疹・風しんワクチン接種率 | 92.1% (H30) | 95% (R6) |

※麻疹・風しんワクチン接種率は、H30 年度麻疹・風しんワクチン 2 期の接種率

【推進事業】

- ・疾病予防推進事業（感染症の発生・まん延防止）
- ・災害時備蓄品整備事業（避難所衛生環境の強化）

3 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の大幅な低下

3-1-1 災害対策本部機能等の強化

脆弱性評価

①災害対策本部設置訓練の実施

【現 状】

- ・ 発災を想定した災害対策本部設置や情報伝達等の訓練を実施

【評 価】

- ・ 職員参集や報道対応、避難所運営等の訓練を通じて、災害対策各班の連携強化や災害時の事務分掌の見直しを行い、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。

②庁舎や消防署の機能確保

【現 状】

- ・ 本庁舎及び厚田支所、浜益支所については、72 時間以上稼働可能な自家発電設備に更新済
- ・ 石狩消防署については、72 時間稼働可能な自家発電設備に更新済

【評 価】

- ・ 本庁舎及び浜益支所の自家発電設備、燃料タンクの整備が完了し、今後は災害対策上重要な公共施設についても検討を行う必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①災害対策本部設置訓練の実施

- ・ 災害対策本部の機能強化に向け、定期的の実動訓練を実施し、災害対応業務内容、情報収集、連携方法などの検証を行う。

②庁舎や消防署の機能確保

- ・ 石狩市役所本庁舎非常用自家発電設備整備事業を実施し、72 時間は外部からの供給なしで非常用電源が稼働するよう整備し、今後は災害対策上重要な公共施設の非常用自家発電設備の整備を進める。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|------|-----------|
| 公共施設非常用自家発電設備整備数 | 2 か所 | 8 か所 (R9) |

【推進事業】

- ・ 公共施設非常用自家発電設備整備（花川南コミュニティセンター、花川北コミュニティセンター、浜益学園、八幡コミュニティセンター）

3-1-2 行政の業務継続体制の整備

脆弱性評価

①石狩市業務継続計画に基づく訓練の実施、検証

【現 状】

- ・平成 26 年度に「石狩市業務継続計画（BCP）―地震災害対策編―」を策定

【評 価】

- ・「業務継続計画」に即した行動手順の点検や、訓練の実施と検証が必要である。

施策プログラム及び推進事業

①石狩市業務継続計画に基づく訓練の実施、検証

- ・災害時においても各部局の機能を維持し被害の影響を最小限にとどめ、災害応急活動及びそのほかの行政サービスについて、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じ、全ての業務が早期に再開できるよう、業務継続計画の点検や訓練の実施、検証を行うなど、災害対応力の維持・向上を図る。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|-----|-----|
| 市業務継続計画（BCP）の策定 | 策定済 | — |

【推進事業】

- ・防災対策事業（市業務継続計画の点検）

3-1-3 応援・受援体制の整備

脆弱性評価

①広域応援・受援体制の整備

【現 状】

- ・ 広域応援に関する自治体間の協定については「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」や「北海道広域消防相互応援協定」等を締結

【評 価】

- ・ 協定に基づく広域応援の効果的な運用を行うため、受援体制を整備する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①広域応援・受援体制の整備

- ・ 災害時における広域的な支援体制の強化に向け、石狩市地域防災計画に広域応援・受援計画について記載することにより、他の自治体等への支援及び受援を円滑に実施できる体制を整備する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------|-----|---------|
| 広域応援・受援計画の整備 | — | 策定 (R2) |

【推進事業】

- ・ 防災対策事業（広域応援・受援体制の整備）

4 ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

4-1-1 再生可能エネルギーの導入拡大

脆弱性評価

①再生可能エネルギーの導入拡大

【現 状】

- ・本市は産業集積規模が道内最大の産業空間（石狩湾新港地域）を有し、道内日本海側の拠点的な港湾機能や再生可能エネルギーの導入地として高いポテンシャルを有する
- ・工業団地内において再生可能エネルギー由来の電力のみで事業を実施する石狩版地域循環共生圏の構築を検討
- ・再生可能エネルギーを活用し、停電時でも港湾や避難所を含めた公共施設の機能を維持できる仕組みの実装・検討
- ・その他、新規プロジェクトの誘致・開発を総合的に検討

【評 価】

- ・災害時における港湾等の機能維持や、電力全量の再エネ化が可能なエリアづくりに向けて、引き続き関係機関や民間事業者と連携・協力し推進する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①再生可能エネルギーの導入拡大

- ・一般送配電系統の停電時にも独立した電力供給が可能な、再生可能エネルギーを活用した地域マイクログリッドの構築を推進する。
- ・再生可能エネルギーを活用し、マイクログリッドの構築や水素技術の導入を目指すことによって、停電時における避難所機能を維持するほか、水素社会実現に向けた取組を推進する。
- ・本市の地域特性を活かした再生可能エネルギー関連プロジェクトの誘致や開発を展開する。

【推進事業】

- ・水素戦略推進事業
- ・企業誘致推進事業
- ・脱炭素先行地域推進事業

4-1-2 石油燃料供給の確保、石油コンビナート等の防災対策

脆弱性評価

①石油燃料等供給の確保

【現 状】

- ・災害時応援協定の締結
災害時における緊急車両等への燃料の優先給油
災害対策上重要な施設、避難所、医療機関、要配慮者施設等への燃料の優先提供
避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
LPガス及び簡易コンロ、その他LPガスの供給に必要な物資・器具の提供
- ・自家発電機を備え災害時に燃料供給を継続できるサービスステーション（SS）（令和6年度）
国指定の「住民拠点SS」 16箇所
北海道指定の「北海道地域サポートSS」 5箇所

【評 価】

- ・災害時における燃料の確保に関する取組を継続する必要がある。
- ・災害時に給油可能なSSについて、地域に広く周知する必要がある。

②北海道石油コンビナート等防災計画に基づく区域指定（港湾）

【現 状】

- ・「北海道石油コンビナート等防災計画」において、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止のため総合的な施策が定められており、この計画に基づき各防災関係機関による特定事業所への立入検査などが行われている。

【評 価】

- ・「北海道石油コンビナート等防災計画」に基づき、各防災関係機関による特定事業所への立入検査などが行われており、災害時における応急対策を実現するためには、継続的な取組が必要である。

施策プログラム及び推進事業

①石油燃料等供給の確保

- ・災害時応援協定締結先事業者の情報把握に努め、新たな事業者との協定締結を推進する。
- ・停電時においても円滑に燃料供給が可能となる、自家発電設備を整備したSSの周知を行う。

②北海道石油コンビナート等防災計画に基づく区域指定（港湾）

- ・「北海道石油コンビナート等防災計画」に基づく災害時における応急対策等を推進する。

【推進事業】

- ・防災対策事業（災害時応援協定の締結及び住民拠点SS・北海道地域サポートSSの周知）
- ・北海道石油コンビナート等防災計画推進事業（石油コンビナート等の防災対策の実施）

4-2 食料の安定供給の停滞

4-2-1 食料生産基盤の整備

脆弱性評価

①食料生産基盤の整備

【現 状】

- ・令和3年度に「石狩市農業振興計画」、「石狩市漁業振興計画」を策定
- ・将来の担い手の育成確保のため、担い手支援助成を実施
- ・国や道の事業を活用した生産基盤の整備や、道の管理施設である漁港施設について整備要望を実施
- ・多面的機能支払交付金等を活用した農地、農業水利施設の維持管理の実施

【評 価】

- ・本市の農水産業は高い食料供給力をもっており、平時はもとより大規模災害時においても、食料供給を安定的に行うという役割を担うことが求められることから、既存施設の老朽化対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を推進する必要がある。
- ・農業の担い手不足による地域農業の衰退や遊休農地の発生を招かないよう、多様な担い手を育成確保する必要がある。
- ・漁業の担い手確保のため、水産高校や北海道漁業就業支援協議会と連携し、受入れ環境を整備する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①食料生産基盤の整備

- ・安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。
- ・農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や就業支援をはじめとした担い手確保対策など、持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。
- ・市内の漁港施設については北海道の管理施設であるため、引き続き整備要望を実施する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|--------|----------------|-----|
| 農業取扱高 | 3,141 百万円 (R1) | ↑ |
| 農業従事者数 | 641 人 (R2) | → |
| 漁業取扱高 | 1,533 百万円 (R1) | ↑ |
| 漁業就業者数 | 188 人 (H30) | → |

【推進事業】

- ・農業農村基盤整備事業
- ・農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ・多面的機能支払交付金
- ・中山間地域等直接支払交付金
- ・経営所得安定対策等推進事業
- ・新規就農者育成総合対策事業
- ・農業次世代人材投資事業
- ・強い農業づくり事業
- ・石狩市農漁業担い手支援助成
- ・漁業就業支援事業

4-2-2 地場産品の販路拡大

脆弱性評価

①地場産品の知名度向上や加工品開発

【現 状】

- ・「JA さっぽろ地物市場とれのさと」や朝市、道の駅石狩「あいろ一ど厚田」での直売や情報サイトの活用による石狩ブランドの発信、醸成を行い、地場特産品の知名度向上及び販路拡大への取組を実施
- ・魚介類については大半が道内向け、一部が首都圏や海外向けに出荷
- ・「新石狩ブランドスタートアッププロジェクト（石狩市産業活性化連携会議）」において、ブランド化戦略の検討、石狩産品の知名度向上及び販路拡大を目的としたセミナー開催等の取組を実施

【評 価】

- ・大規模災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から生産量を確保することが必要であり、地産地消の推進や食のブランド化、高付加価値化に向けた取組等を通じて、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①地場産品の知名度向上や加工品開発

- ・大規模災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から販路の開拓・拡大等により生産量を確保することが必要であることから、地産地消の推進や食のブランド化、首都圏等への出荷や高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|----------|-----|----------------|
| 地場特産品販売額 | — | 10億円（R2～R6 累計） |

【推進事業】

- ・地場産品情報発信事業
- ・販路拡大事業

4-2-3 農産物の備蓄及び流通体制の確保

脆弱性評価

①農産物の備蓄及び流通体制の確保

【現 状】

- ・「JA さっぽろ地物市場とれのさと」が、いしかり災害時対応ファーマーズ・マーケットに認定（平成30年度）
- ・災害時の食材提供等に関する協定（石狩市農業協同組合）締結（平成30年度）

【評 価】

- ・国では、不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、生鮮食料品の流通体制を確保し、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①農産物の備蓄及び流通体制の確保

- ・平時、災害時問わず農産物の安定供給を確保するため、卸売市場及び業者間の相互応援体制の強化や関係機関との連携体制の整備を推進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|-----|-----|
| 災害時の食材提供等に関する協定締結 | 締結済 | — |

【推進事業】

- ・災害対応型・食の拠点づくり事業

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

4-3-1 水道施設等の防災対策

脆弱性評価

①老朽化した管路の更新及び耐震化

【現 状】

- ・「石狩市水道事業水道施設更新計画」に基づき、重要度や老朽化度、耐用年数から優先順位を見極めながら、老朽化した管路を更新
- ・水道施設更新計画は、概ね5年毎にフォローアップ・見直しを実施

【評 価】

- ・地域防災計画における重要施設（市役所、病院、学校）に水道水を供給する基幹管路について、重要施設が集中する花川北地区の基幹管路耐震化を早急に取り進める必要がある。
- ・人口密集地区である花川北地区の管路の老朽化が進んでおり、漏水が増加傾向にあることから、迅速な管路更新が必要である。

②浄水場、配水場、送水場の機械電気設備の更新

【現 状】

- ・「石狩市水道事業水道施設更新計画」に基づき、重要度や老朽化度、耐用年数から優先順位を見極めながら、老朽化した施設を更新

【評 価】

- ・老朽化した機械電気機器は、修理部品をストックしながら延命化を図るなど取り組んでいるが、老朽化施設が多くリスクマネジメントにも限界があり、適正な施設更新が必要である。

施策プログラム及び推進事業

①老朽化した管路の更新及び耐震化

- ・平時、災害時を問わず安全安心な水道水の供給を確保するため、管路の更新及び耐震化を計画的に行う。

②浄水場、配水場、送水場の機械電気設備の更新

- ・安全安心な水道水の供給のため、重要度、老朽化状況を見極めながら、効率的かつ効果的な機械・電気設備更新を計画的に行う。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|----------|------------|-----------|
| 管路更新率 | 13.5% (R1) | 25% (R14) |
| 基幹管路耐震化率 | 61.6% (R1) | 80% (R14) |
| 配水池の耐震化率 | 90% (R1) | 92% (R14) |

【推進事業】

- ・管路更新事業
- ・重要給水施設配水管耐震化事業
- ・施設更新事業

4-3-2 下水道施設等の防災対策

脆弱性評価

①下水道施設（処理場・ポンプ場）及び下水道管渠（污水管・雨水管）の耐震化・老朽化対策

【現 状】

- ・ 処理場については耐震性能を有するが、4か所のポンプ場は地下構造物が耐震性能を満たしていない。
- ・ 平成13年度以前に布設された下水道管渠の耐震診断を行っていない。

【評 価】

- ・ 耐震性能を満たさないポンプ場について、減災対策の具体的な検討を進める必要がある。
- ・ 重要な污水幹線について速やかに耐震診断を行い、対策工事を進める必要がある。
- ・ 下水道施設の機能を確保するため、ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を実施する必要がある。

②浸水対策の推進

【現 状】

- ・ 局地的な大雨の増加、都市化の進展に伴う雨水の流出量増加に伴い、都市型の浸水被害のリスクが高まっている。

【評 価】

- ・ 下水道は都市に降った雨の排除という役割を担っており、速やかに河川に放流するための管渠整備等を推進する必要がある。また、ソフト対策として雨水内水シミュレーションにより内水浸水想定区域図を作成し、雨水内水による浸水想定区域を周知する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①下水道施設（処理場・ポンプ場）及び下水道管渠（污水管・雨水管）の耐震化・老朽化対策

- ・ 災害時における下水道機能を確保するため、ポンプ場の被災時に減災対策を速やかに実施できるよう、実施設計を計画的に進める。
- ・ 下水道管渠の耐震化率が低いことから、優先度を踏まえ施設の耐震化を推進する。
- ・ 下水道施設の計画的な改築・更新を行う。（本町污水中継ポンプ場改築、花畔地区流量計外改築、花川北污水中継ポンプ場改築、花川南污水中継ポンプ場改築、樽川4条マンホールポンプ所改築、樽川8条マンホールポンプ所改築・厚田浄化センター改築・厚田マンホールポンプ所改築）

②雨水管整備の推進

- ・ 都市の浸水防除のため雨水管整備を進める。

③内水浸水想定区域図の作成

- ・ 大雨時、安全な場所へ避難できるよう内水浸水想定区域図を作成し周知する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|------------|------------|
| ポンプ場の減災対策実施設計数 | 0か所 (R1) | 1か所 (R6) |
| 重要な污水幹線耐震化率 | 9.3% (R1) | 10.7% (R6) |
| 雨水管整備率 | 65.4% (R1) | 66.3% (R6) |

【推進事業】

- ・ 防災・安全交付金事業

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

4-4-1 交通ネットワークの整備

脆弱性評価

①地域幹線道路・緊急輸送道路のネットワーク化

【現 状】

- ・「石狩市都市整備骨格方針」において、地域幹線道路網の整備の推進・検討について、総合交通体系の方針を示している。

花川通の延伸：都市計画事業認可済み（道事業）

- ・市内を縦横に走る国道 231 号や国道 337 号などが緊急輸送道路に位置づけられている。
- ・国道 337 号については、緊急輸送道路としてのみならず、地域高規格道路である道央圏連絡道路として道央圏の発展に大きく寄与しているものの、全線開通には至っていない。

【評 価】

- ・都市の骨格を成す地域幹線道路に関し、都市計画道路の整備が一部未了であるため、迅速に整備を進める必要がある。
- ・大規模災害時における物資供給及び救援救急活動を迅速に行うため、国道 231 号や国道 337 号をはじめとした緊急輸送道路及び当該道路と市街地を結ぶ道路網を強化する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①地域幹線道路・緊急輸送道路のネットワーク化

- ・整備未了の都市計画道路について、関係機関との協議を進め、早期の整備完了に向けた取組を推進する。
- ・大規模災害時における物資供給及び救援救急活動を迅速に行うにあたっては、交通の分断を回避することが重要であることから、国道 231 号の越波・津波対策や国道 337 号の整備促進を国に要望するとともに、現に形成されている緊急輸送道路と市街地を結ぶ道路網について、計画的な維持・管理を促進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|------------|-------------|
| 都市計画道路舗装率 | 91.6% (R5) | 93.2% (R12) |
| 地域公共交通網形成計画の策定 | 策定済 | — |

【推進事業】

- ・札幌圏都市計画道路事業 3・2・401号花川通（道事業） 延伸部 1,020m
- ・札幌圏都市計画道路事業 3・4・429号屯田・紅葉山通（市事業）
- ・道央圏連絡道路（一般国道 337 号）整備事業（国事業）

4-4-2 道路施設の防災対策等

脆弱性評価

①道路・橋梁施設の老朽化対策

【現 状】

- ・「石狩市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、老朽化した道路施設の修繕・更新を実施

【評 価】

- ・橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、通行者の安全・安心を確保するため、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

②道路・橋梁施設の整備

【現 状】

- ・通行者の安全・安心を確保するため、道路・橋梁施設の整備を実施。

【評 価】

- ・道路・橋梁施設については、市内における通行者の安全・安心を確保するとともに、災害時の道路ネットワーク形成や避難路確保のため、継続的に整備を実施する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①道路・橋梁施設の老朽化対策

- ・橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、通行者の安全・安心を確保するため、引き続き計画的な更新を含めた適切な維持管理を推進する。

②道路・橋梁施設の整備

- ・道路・橋梁施設については、市内における通行者の安全・安心を確保するとともに、災害時の道路ネットワーク形成や避難路確保のため、引き続き整備を推進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| 道路施設の老朽化対策 | 5 路線 (R1) | 7 路線 (R6) |
| 橋梁施設の老朽化対策 | 10 施設 (R1) | 17 施設 (R6) |
| 道路・橋梁施設の整備 | 3 路線 (R1) | 7 路線 (R6) |

【推進事業】

- ・橋梁長寿命化事業（道路メンテナンス補助（橋梁））
- ・舗装修繕事業 ≪社会資本整備総合交付金（防災・安全）≫
- ・道路整備事業 ≪社会資本整備総合交付金（防災・安全）≫

5 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

5-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の促進

脆弱性評価

①石狩湾新港地域における企業誘致

【現 状】

- ・北海道日本海側の物流拠点である石狩湾新港の背後に広がる石狩湾新港地域には、物流業、製造業のほか、IT 関連、エネルギー関連など多様な業種の立地が進み、北海道最大の産業空間を形成しており、北海道のサプライチェーン機能の一角を担っている。
- ・北海道日本海側における災害リスクの低さや、札幌圏の人材供給力等が評価されており、特にリスク分散のための新規立地の適地として、高い評価を受けている。

【評 価】

- ・誘致対象企業及び既立地企業等に対し、リスク分散の適地としての地域特性を周知し、立地に向けた取組を推進する必要がある。
- ・地域の核となるような防災機能を備えた複合施設の誘致・建設を検討する必要がある。

②データセンターの集積等に向けた情報通信インフラ環境の整備

【現 状】

- ・本市は大手通信会社の海底ケーブルの陸揚地となっており、陸揚地から事業者の拠点まで大容量回線を敷設するためのコスト削減が可能であることや、通信時間の遅延を最小限にできるというメリットがあり、IT 産業の集積地としての適性を有する。

【評 価】

- ・通信事業者や IT 関連事業者と連携し、地域のインフラ環境の整備を進める必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①石狩湾新港地域における企業誘致

- ・石狩開発(株)、石狩湾新港管理組合等の関係機関と連携し、PR 活動を行う。
- ・石狩湾新港地域内に複合施設の建設を目指し、具備すべき機能や事業性の検討等を行う。

②データセンターの集積等に向けた情報通信インフラ環境の整備

- ・地域特性の周知及び更なる利便性拡充を図り、情報通信インフラ環境の確保に向けた検討を行う。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------------|-----|----------------|
| 石狩湾新港地域内（石狩市域）への新規立地企業数 | — | 50 社（R2～R6 累計） |

【推進事業】

- ・企業誘致推進事業（企業への PR 活動、各種誘致活動など）
- ・通信インフラ環境整備事業（関連企業と連携した通信インフラ整備の支援など）
- ・立地による税制優遇措置

5-1-2 企業の業務継続体制の強化

脆弱性評価

①業務継続計画の策定促進に係る普及啓発

【現 状】

- ・「平成7年兵庫県南部地震」（阪神・淡路大震災）や「平成23年東北地方太平洋沖地震」（東日本大震災）の経験を踏まえ、事業所は従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めなければならない。

【評 価】

- ・関係機関と連携した企業の業務継続体制の整備が必要である。

施策プログラム及び推進事業

①業務継続計画の策定促進に係る普及啓発

- ・災害時における業務継続体制を強化するため、関係機関と連携しながら業務継続計画の普及啓発を行い、企業における計画策定を促進する。

【推進事業】

- ・防災対策事業（計画策定の推進）

5-1-3 被災企業等への金融支援

脆弱性評価

①被災した中小企業への金融支援策

【現 状】

- ・国や北海道が実施する各種金融支援制度の周知
- ・「石狩市中小企業特別融資資金事業」による貸付及び「石狩市中小企業特別融資貸付金利子補助金交付事業」による利子補助を実施

【評 価】

- ・国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①被災した中小企業への金融支援策

- ・災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るため、被災企業への金融支援等のセーフティネットの確保に向けた取組を推進する。

【推進事業】

- ・石狩市中小企業特別融資資金事業
- ・石狩市中小企業特別融資貸付金利子補助金交付事業
- ・セーフティネット保証制度（国）
- ・中小企業総合振興資金貸付（道）

5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下

5-2-1 港湾の機能強化

脆弱性評価

①道央圏港湾 BCP 及び相互応援協定

【現 状】

- ・大規模災害発生時において、道央圏港湾が総体として継続的な物流機能を確保・発揮し、社会経済活動への影響を最小限に抑えることを目的として「道央圏港湾 BCP」が策定されている。また、「道央圏港湾連携による災害時の相互応援に関する協定」が締結されている。

【評 価】

- ・「道央圏港湾 BCP」の実効性を高めるため、関係者を対象とした教育・訓練等の実施を通じて、平時から災害に対する意識向上を図る必要がある。

②港湾整備（石狩湾新港港湾計画）

【現 状】

- ・石狩湾新港の港湾計画の方針や、港湾施設の規模及び配置等を定めた「石狩湾新港港湾計画」に基づき、必要性和緊急性を勘案した計画的な港湾施設の整備が実施されている。

【評 価】

- ・大規模災害時において、緊急輸送道路や流通拠点を確認し安定的な物流網を維持するためには、平時より多様な輸送ルートを構築するとともに、これら輸送ルートに対応する防災機能を備えた港湾施設が必要であることから、「石狩湾新港港湾計画」に基づき港湾施設の整備を実施する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①道央圏港湾 BCP 及び相互応援協定

- ・「道央圏港湾 BCP」及び「道央圏港湾連携による災害時の相互応援に関する協定」に基づく道央圏の継続的な物流機能の確保を推進する。

②港湾整備（石狩湾新港港湾計画）

- ・「石狩湾新港港湾計画」に基づく計画的な港湾施設の整備を推進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|-----|-----|
| 道央圏港湾 BCP の締結 | 締結済 | — |
| 災害時の相互応援に関する協定 | 締結済 | — |

【推進事業】

- ・石狩湾新港管理組合が「石狩湾新港港湾計画」に基づいて行う港湾施設整備事業（直轄事業、補助事業、社会資本整備総合交付金等）
- ・石狩湾新港管理組合負担金

6 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

6-1-1 ため池の防災対策

脆弱性評価

①ため池の防災対策

【現 状】

- ・ 防災重点ため池：2箇所（五の沢貯水池、越後沢ため池）
- ・ 防災重点ため池ハザードマップ作成率：100%

【評 価】

- ・ 大規模地震や豪雨等を起因とした、ため池の決壊などによる二次災害を防止するため、ため池の点検・診断結果に基づく必要な対策の推進とともに、浸水予測図に基づく防災重点ため池のハザードマップを作成し周知を図っている。

施策プログラム及び推進事業

①ため池の防災対策

- ・ 大規模地震や豪雨等を起因とした、ため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となるため池付近の住民に対し、ハザードマップにより周知し、災害時に適切に避難できる体制を整備する。
- ・ 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき農業用ため池の所在や管理状況を適切に把握することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害防止に努める。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------|----------|-----------|
| 防災重点ため池のハザードマップの策定率 | 50% (R1) | 100% (R2) |

【推進事業】

- ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

6-2-1 森林の整備・保全

脆弱性評価

①森林の整備・林道整備

【現 状】

- ・森林の持つ多面的機能を発揮させるため「石狩市森林整備計画」及び「森林経営計画」に基づき、市有林の伐採・植林による森林の造成、下刈り・間伐による森林の保育など計画的な森林整備や林道整備を行っている。

【評 価】

- ・大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

- ・大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。

【推進事業】

- ・森林整備事業
- ・森林・山村多面的機能発揮対策推進
- ・林道維持管理事業
- ・豊かな森づくり推進事業

6-2-2 農地・農業水利施設等の保全管理

脆弱性評価

①農地・農業水利施設等の保全管理

【現 状】

- ・ 農業用灌がい設備（高岡地区、聚富地区）
- ・ 多面的機能支払交付金等を活用した農地、農業水利施設の維持管理の実施
多面的機能支払交付金 活動組合数：7組合
中山間地域等直接支払交付金 活動組合数：7組合

【評 価】

- ・ 災害時の農業生産体制の維持と農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など多面的機能を維持するため、地域の共同活動等による農地の適正な管理及び農業水利施設等の計画的な整備を推進する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①農地・農業水利施設等の保全管理

- ・ 災害時の農業生産体制の維持と農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など多面的機能を維持するため、地域の共同活動等による農地の適正な管理及び農業水利施設等の計画的な整備を推進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|------------|------------|
| 農地・農業水利施設保全管理組合数 | 14 組合 (R1) | 14 組合 (R5) |

【推進事業】

- ・ 多面的機能支払交付金
- ・ 中山間地域等直接支払交付金
- ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

7-1-1 災害廃棄物の処理体制の整備

脆弱性評価

①災害廃棄物の処理体制

【現 状】

- ・廃棄物処理には、処理施設の処理能力やピット容量等が大きく影響するため、災害に備えて長期的な運転計画を立て、定期的に機械等の点検整備を行い、処理能力を維持している。
- ・災害廃棄物処理計画が未策定

【評 価】

- ・処理施設については、計画的な運転・点検整備を行い、平時から余力ある運転を維持する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①災害廃棄物の処理体制

- ・災害に備え、処理施設の運転及び点検整備を計画的に推進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------------|-----|---------|
| 災害廃棄物処理計画の策定 | — | 策定 (R2) |
| さっぽろ圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定 | 締結済 | — |

7-1-2 地籍調査成果等の活用

脆弱性評価

①地籍調査成果等の活用

【現 状】

- ・市域の大部分で実施した地籍調査の成果及び公共基準点成果の維持、管理を行っている。

【評 価】

- ・災害発生後の復旧・復興を迅速かつ円滑に進めるため、現地測量に必要な地籍成果等を引き続き管理するほか、被災状況の確認に必要な災害前の状況を把握する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①地籍調査成果等の活用

- ・災害発生後の復旧・復興を迅速かつ円滑に進めるため、引き続き、地籍調査成果及び公共基準点成果の適正管理を行うほか、被災前後の状況把握のため、航空写真による現況データの更新を推進する。

【推進事業】

- ・航空写真の共同撮影(さっぽろ連携中枢都市圏 その他圏域マネジメント能力の強化に関する連携)

7-1-3 仮設住宅等の迅速な確保

脆弱性評価

①被災者の住居確保や土地の確保

【現 状】

- ・被災時の住宅対策については、災害救助法が適用された場合、避難所等の設置及び住宅の応急処置は知事が実施し、災害救助法第13条第1項の規定により委任された場合は本部長が実施することとしている。

【評 価】

- ・応急仮設住宅の建設場所は原則として市有地とするが、建設にあたり適当な場所がない場合は、未利用国有地等の公有地又は私有地を利用し、土地を確保する必要がある。

②被害認定調査等の業務に関する研修を通じた職員の能力向上

【現 状】

- ・被害認定調査等の業務に関する応援・受援の際には関連業務の知識を持つ職員を配置

【評 価】

- ・被害認定調査等の業務体制については、職員の能力向上や、市内の被害認定調査経験者の活用を図るとともに、北海道・近隣市町村との相互協力により応援・受援体制を整えておく必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①被災者の住居確保や土地の確保

- ・応急仮設住宅の建設にあたっては、防災ひろばを始め、原則として市有地の利用により土地を確保する。

②被害認定調査等の業務に関する研修を通じた職員の能力の向上

- ・国等が実施する研修に職員を派遣するほか、庁内研修を行い調査に必要な知識及び経験を有する職員の育成を促進する。

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携

脆弱性評価

①建設業者との応援協定の締結

【現 状】

- ・ 建設機械や資材の供給、復旧支援など災害時の支援に関する協定を建設業者と締結
災害時における応急対策の協力に関する協定（石狩市建設事業協会）
災害時における水道施設の応急復旧に関する協定（石狩管工事業協同組合）

【評 価】

- ・ 各種応援協定の締結など、平時から建設業者との連携体制を整備する必要がある。

②建設業の担い手確保

【現 状】

- ・ 全国的に建設業の就業者は減少傾向にあり、特に若年層の担い手不足が深刻である。

【評 価】

- ・ 災害発生後の復旧・復興を迅速に進めるため、建設業就業者の確保や後進育成に早急に取り組む必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①建設業者との応援協定の締結

- ・ 大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を図るため、民間企業等の持つ人材や技術、資機材等の活用に向けた連携体制を整備する。

②建設業の担い手確保

- ・ 災害発生後の復旧・復興はもとより、平時においても、公共施設の老朽化対策など強靱化を図る上で建設業の振興は必要不可欠なものであることから、石狩市建設事業協会等との連携のもと、若年者の人材確保や育成に向けた取組を推進する。

【推進事業】

- ・ 防災対策事業（応援協定の締結）

7-2-2 人材や技術の応援体制の構築

脆弱性評価

①他団体技術職員による応援体制及び民間企業等との連携体制の整備

【現 状】

- ・ 災害時等に資機材の提供や職員の派遣等の応援を円滑に遂行するための協定を締結
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（北海道知事、北海道市長会、北海道町村会）
- ・ 民間企業等の資機材の提供等に関する各種協定の締結

【評 価】

- ・ 大規模自然災害時における人材不足を補うため、自治体間の相互応援体制が必要である。
- ・ 民間企業等の技術等を活用した復旧・復興体制の整備が必要である。

施策プログラム及び推進事業

①他団体技術職員による応援体制及び民間企業等との連携体制の整備

- ・ 災害時における北海道及び他市町村との職員派遣による相互応援体制を確保するとともに、被災時における受援体制の整備に向けた取組を推進する。
- ・ 大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を図るため、民間企業等の持つ人材や技術、資機材等の活用に向けた連携体制を整備する。

【推進事業】

- ・ 防災対策事業（受援体制の整備）

7-2-3 地域コミュニティ機能の維持・活性化

脆弱性評価

①地域コミュニティ機能の維持・活性化

【現 状】

- ・ 住民が主体的に地域の課題解決を担う仕組みづくりを目指し、地域自治システムの検討としてモデル事業を実施

【評 価】

- ・ 人口減少と高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足などの課題が増加する中、地域コミュニティ機能の維持・確保に資する活動を推進する必要がある。

施策プログラム及び推進事業

①地域コミュニティ機能の維持・活性化

- ・ 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、住民に対し、多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、地域コミュニティ機能の維持・確保を図る取組を推進する。

【推進事業】

- ・ 協働推進企画事業

4

計画の推進管理

4-1 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要です。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。

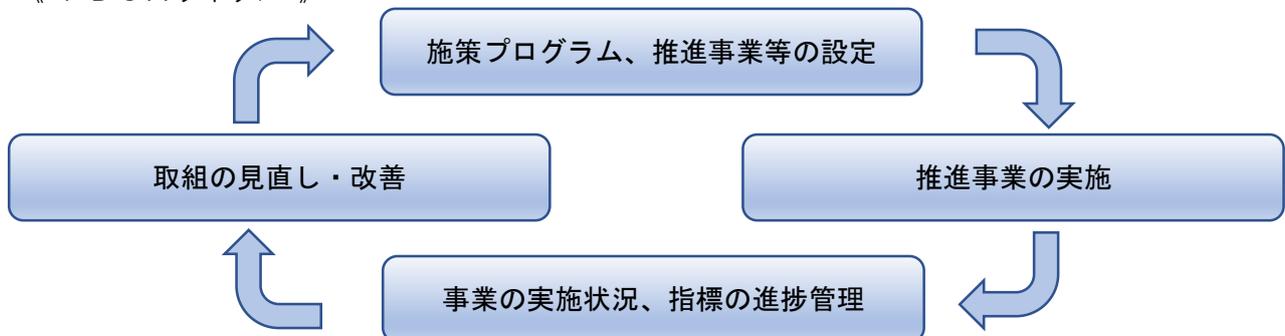
《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

4-2 計画の推進 (PDCA サイクル)

計画の推進にあたっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくという PDCA サイクルを構築し、本市の強靱化のスパイラルアップを図ります。

《 PDCA サイクル 》



石狩市強靱化計画

令和2年11月策定
(令和7年3月時点修正)

石狩市企画政策部企画課

〒061-3292

北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

電話 0133-72-3161 (直通)

FAX 0133-74-5581